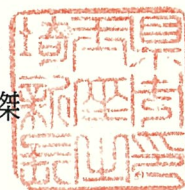


新座市告示第 288 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2 第 1 項及び新座市税条例（昭和 30 年新座市条例第 1 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法又は同条例（新座市国民健康保険税条例（昭和 30 年新座市条例第 4 号）第 27 条において市税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下記の地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その期限を別途新座市告示で定める期日まで延長するため、新座市税条例第 18 条の 2 第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 8 月 18 日

新座市長 並 木 傑



記

指定地域
熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町